

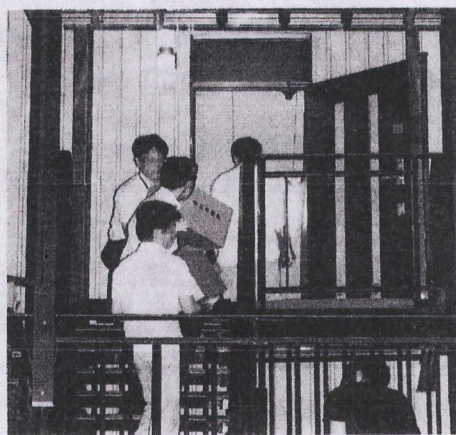
「納期」懸念申請忌避か

輸出許可急増

「違反発見難しい」

ポンプ不正輸出

化学兵器製造に転用可能な特殊ポンプを無許可で中国に輸出したとして、埼玉、茨城両県警が化学用ポンプ製造販売会社「新東洋機械工業」(越谷市谷中町)と関係先を外為法違反(無許可輸出)容疑で捜索した。県警は、同社が納期への影響を懸念し、時間がかかる許可申請を避けたとみている。同種違反の増加を警戒する経済産業省は、年間100社以上の立ち入り検査を実施しているが、違反を見つけ出す妙手はなく、「業者の自主申告にほぼ任せているのが実情」(同省担当)という。



新東洋機械工業を捜索する捜査員ら(7月1日、越谷市で)
一部修整しています

日本の輸出規制では、外為法に基づく輸出貿易管理令などで「規制対象品目リスト」を規定。軍事転用の可能性が高い貨物などについて、武器や原子力、化学兵器、ミサイルなどの15分野に分類している。数百以上の品目をリスト化し、海外輸出の際には、経産相の許可が必要となる。

業者は規制対象品を輸出

9年度の貿易統計では、中国向けの輸出額は1兆3100億

円、輸出先などを明記した輸出許可申請書を事前に提出。経産省に審査を受けて結果が出るまでに通常3週間程度かかるという。複雑な構造の製品だったり、必要書類に不備があったりすると、3か月以上を要する場合もある。

財務省によると、200

01億円で、米国向けの輸出額(9兆3425億円)を初めて上回った。中国進出の日系企業も増加傾向にあり、ビジネス上での日中関係が緊密化する中で、「過失を含めた民間企業の不正輸出をどうなくすかは、重要な課題」(経産省)という。

同省によると、税関での輸出許可件数は年間約15

00万件と、10年前に比べて約3割増加。経産省安全保障貿易検査官室の担当者は「違反を見つけるのは難しい。規制を厳しくしすぎると、迅速取引の障壁になる。自由貿易の促進を阻害せずに、効率的で効果的な

規制体系をどう作り上げるかが重要」としている。

輸出管理の問題に詳しい、大阪大の橘善輝特任准教授は「企業はリスト規制品の許可申請に時間がかかる点を考慮し、事前に準備しながら手続きを進めるべき」としている。